

政令第四百四十七号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二二号）の施行に伴い、並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十二号）第四条第一項、第五条第一項及び第四項並びに第十七条第二項、食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）第十條、農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二十七條第二項並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律附則第八條の規定に基づき、この政令を制定する。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部改正）

第一条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第二条及び第三条を次のように改める。

(基本指針)

第二条 基本指針は、七月三十一日までに定めるものとする。

(生産調整方針の認定を受けることができる者)

第三条 法第五条第一項の政令で定める者は、米穀の生産者又は出荷の事業を行う者であつて、その生産数量又は出荷数量が農林水産省令で定める規模以上であるものとする。

「第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置」及び「第一節 基本計画」を削る。

第四条及び第五条を次のように改める。

(生産調整方針の変更等)

第四条 法第五条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る生産調整方針について変更をしようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 法第五条第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第五条第一項の認定を取り消すことができる。

一 法第五条第一項の認定に係る生産調整方針（第一項の変更の認定があった場合には、その変更後の生産調整方針。次号及び第三号において「認定生産調整方針」という。）の内容が、基本指針に照らして適切でなくなつたと認めるとき。

二 正当な理由がないのに認定生産調整方針に定められた法第五条第二項第二号に掲げる事項が適切に実施されていないと認めるとき。

三 認定生産調整方針が法第五条第三項第三号の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

（貸付金の償還方法）

第五条 法第十七条第一項の規定による貸付金の償還期間は、五年以内とする。

第六条を削る。

第二章第二節を削る。

「第三節 政府の買入れ及び売渡し」を削る。

第三十五条を削る。

第三十六条中「第六十条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第三十七条及び第三十八条を削る。

「第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出」を削る。

第三十九条中「第六十五条第一項第三号」を「第三十四条第一項第三号」に改め、同条第二号中「第十四条第二号」を「第十四条第二号」に改め、同条第四号中「第七十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第四十七条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同条を第七条とする。

第四十条第一項中「第六十五条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第四十条の二中「第六十五条の二」を「第三十五条」に改め、同条第二号中「第三十九条第二号」を「第七条第二号」に改め、同条第三号中「第三十九条第四号」を「第七条第四号」に改め、同条を第九条とする。

第四十条の三中「第六十五条の三第二号」を「第三十六条第二号」に改め、同条第一号中「第七十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第四十七条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

「第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置」を削る。

第四十一条第一項中「第六十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第二項中「第六十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第四十二条中「第六十七条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第四十三条第一項中「第六十八条第二項において準用する法第六十一条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条第二項中「第六十八条第二項において準用する法第六十一条第二項」を「第四十三条第二項」に、「第六十六条第二項」を「第四十一条第二項」に、「第六十七条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第四十四条中「第七十条第一項ただし書」を「第四十五条第一項ただし書」に改め、同条を第十四条とする。

第四十五条中「第四十条」を「第八条」に、「第七十条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

「第四章 雑則」を削る。

第四十六条第一項中「第七十二条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条を第十六条とする。
第四十七条第一項中「第七十二条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条を第十七条とする。
第四十八条及び第四十九条を削る。

付録中「第四十三条」を「第十三条」に、「総務庁」を「総務省」に改める。

(食糧管理特別会計法施行令の一部改正)

第二条 食糧管理特別会計法施行令(大正十年勅令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条ノ二ノ二第一項中「米穀」の下に「ノ買入契約」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「買入数量」の下に「又ハ売渡数量」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

政府八米穀ノ売渡契約ヲ締結スル場合ニ於テ一般競争又ハ指名競争ニ付スルトキハ其ノ売渡数量ノ範圍内ニ於テ数量及単価ヲ入札セシメ予定価格ヲ超エル単価ノ入札者中高価ノ入札者ヨリ順次売渡数量ニ達スルノ入札者ヲ以テ落札者ト為ス方法ニ依ルコトヲ得

第六条ノ二ノ三中「前条第一項」の下に「又ハ第二項」を加え、「同項」を「前条第一項又は第二項」

に、「前条第三項」を「同条第四項」に改める。

第六条ノ二ノ四中「第六条ノ二ノ二第一項」の下に「又八第二項」を、「ノ買入」の下に「又八売渡」を、「買入数量」の下に「又八売渡数量」を加える。

第六条ノ二ノ五第一項中「第六条ノ二ノ二第一項」の下に「又八第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第六条ノ二ノ六 第六条ノ二ノ二第一項ノ規定ニ依ル競争ニ付シタル場合ニ於テ落札数量ガ買入数量ニ達セザルトキ又八落札者ノ内契約ヲ締結セザル者アルトキ八買入数量ニ達スル 最低落札単価ノ制限内ニ於テ令第九十九条の三及令第九十九条の四ノ規定ニ準ジ随意契約ニ依ルコトヲ得

第六条ノ二ノ二第二項ノ規定ニ依ル競争ニ付シタル場合ニ於テ落札数量ガ売渡数量ニ達セザルトキ又八落札者ノ内契約ヲ締結セザル者アルトキ八売渡数量ニ達スル 最高落札単価ヲ下ラザル価額ニ於テ令第九十九条の三及令第九十九条の四ノ規定ニ準ジ随意契約ニ依ルコトヲ得

第七条ノ二中「並」を「及」に改め、「及第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に、「ヲ合計シタル額ヨリ備蓄米」を「ヨリ備蓄米」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

(農産物検査法施行令の一部改正)

第三条 農産物検査法施行令(平成七年政令第三百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第三条第九項に規定する第一種登録出荷取扱業者」を「農業協同組合その他農林水産省令で定める者」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(基本計画に関する経過措置)

第二条 平成十六年においては、農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)第一条の規定による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(附則第七条において「旧食糧法」という。)第四条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本計画を新たに定めないのである。

(基本指針に関する経過措置)

第三条 農林水産大臣が改正法附則第二条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(附則第七条において「新食糧法」という。)第四条の規定の例により同条第一項に規定する基本指針を定める場合においては、第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第二条中「七月三十一日までに」とあるのは、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第 号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行後速やかに」とする。

(食糧管理特別会計食糧管理勘定の決算に関する経過措置)

第四条 食糧管理特別会計食糧管理勘定の平成十五年度以前の決算に関しては、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

第五条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成七年政令第九十八号)の項を削る。

(関税率法施行令の一部改正)

第六条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五中「第六十五条の二」を「第三十五条」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定による改正後の関税定率法施行令第十三条の五の規定の適用については、旧食糧法第六十五条の二の規定により届け出て輸入した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第一〇・〇六項に掲げる物品の数量は、新食糧法第三十五条の規定により届け出て輸入した関税定率法別表第一〇・〇六項に掲げる物品の数量とみなす。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第八条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「第四十七条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改める。